

## 福祉サービス第三者評価結果(児童)

### ① 第三者評価機関名

株式会社 山梨県環境科学検査センター

評価決定日 平成 26 年 3 月 13 日

### ② 事業者情報

名称: 甲府市甲運第一保育所	種別: 保育所
代表者氏名: 早川 京子	定員(利用人数): 90(108) 名
〒 400 - 0811 所在地: 甲府市川田町 121 番地	TEL 055-233-3851

### ③ 特徴

I	福祉サービスの基本方針と組織	<p>1. 甲府市の市政運営の基本理念である『“わ”の都・こうふ』を基調とした『今を生き、明るい未来を約束する子どもたちへ「わ」のころを大切に心身ともにすこやかな成長を育む』旨の保育基本理念と保育における具体的な五つの「わ」を明文化し、これに基づいた保育方針、保育目標を定め甲府市立保育所としての使命・役割が表明されおり、加えて保育所としての目標および年齢別の保育目標を掲げ、これらの実現に向けての取り組みが行われています。</p> <p>2. 保育計画は、保育の基本計画として編成された「保育課程」をベースに各クラス担当者および関係する保育者により年齢・成長に合わせた「年間・月・週の指導計画」および「保健計画」、「食育計画」、「年間行事計画」等必要な計画が作成され、所長による承認のもとに保育者が連携して計画の実現に取り組んでいます。取り組み状況は、日、週、月、年単位での実施記録と振り返り、必要な見直しにより保育の継続性を図っています。</p>
II	組織の運営管理	<p>1. 経営主体の甲府市と連携を取り、より多くの子どもたちに理念・方針に沿った保育の場を提供すべく、保育室の拡充、嘱託保育者の活用、柔軟性をもった保育者の配置・勤務体制の見直し等により、法定最大数の児童の受入、延長保育の拡充、障がい児保育の導入を図り、保育所利用希望者の期待に応えています。</p> <p>2. 保育所として必要な人材や人員体制が確保されており、日頃の人事管理が実施されています。年度途中の状況変化に対しても、人員確保および資格者確保を柔軟に対応しています。保育者の質の向上は、“園内研修、園外研修、自己研鑽”で実践されています。今後は保育者一人ひとりの弱点を考慮した研修計画を期待します。</p> <p>3. 子どもの安全を確保するため、保育時の事故・急病、火災、感染症、虐待、不審者侵入等の各事象を想定した対応マニュアルの整備およびAEDの設置、日々の安全点検および定期的な避難・消火訓練の実施、自衛消防組織および災害予防組織の編成による災害時の保育者の役割分担の明確化が行われております。また、近隣の病院との連携体制も構築されています。各保育室には避難経路・避難場所、災害時に行うべきこと等の掲示および通常の洋服でのお昼寝やアウトウェアの保管場所等の配慮により、災害発生時にとっさの対応を可能にする工夫もとられています。子どもの安否情報の一斉発信も導入されています。</p>
III	適切な福祉サービスの実施	<p>1. 子ども主体の保育が提供できるように、「保育課程」および「クラス別年間指導計画」で養護、教育、食育、健康、および保護者への支援等について具体的な目標を明確にし、それらを個々の子どもの特性と保護者のニーズに応じた「個別計画表」に展開した中で一人ひとりの子どもの状況に沿った保育の実践に務めています。また、保護者のニーズ把握および満足度の向上を意図した各種の意向調査、日々の要望受入等が実施されています。</p> <p>2. 保育の質の向上を図るため、保育実施の週・月および年度毎の評価、保育者の自分の保育実施状況の月毎の自己評価、年度末の一年の振り返りが行われており、また、年度末に保育の質に対する保護者評価アンケートも実施されています。今後は、評価結果に基づく計画の見直しの充実が期待されます。</p> <p>3. 指導計画に沿って実施したサービス内容が定められた単位(日、週、月)で適切に記録されています。また、個人の状況は個人毎の記録を作成しており、発達記録、健康の記録、保護者との面談記録等とともに「成長記録」として残し、子どもの成長の経過がわかるようにしています。</p>

<p style="text-align: center;"><b>保育所保育の基本</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「保育課程」は、所長、主任保育士、クラス責任者、看護師、栄養士が主体となって、「保育所保育指針」に基づいて当保育所の方針および目標を達成することを主眼に置き、年齢別保育目標、年齢毎の養護・教育・食育に関わる保育、長時間保育、健康支援、保護者・地域への支援まで多彩な項目を網羅した内容で編成されており、子どもの育ちに関する連続性が考慮されています。</li> <li>2. 子どもの成長を考慮したクラス(年齢)別の「指導計画」を関係する保育者の参画により作成し、子どもの発達課程や取りまく環境に即した養護と教育の一体的保育が実施されています。「指導計画」は、月・週の計画に展開され、計画に対する実施状況が記録され、週、月毎に計画の反省・見直しが行われています。</li> <li>3. 子どもにとって保育所での生活が心身の安らぎ、くつろぎの場となり、活動が豊かなものになるようにクラス(年齢)毎の環境設定目標および保育者の配慮を定め、保育者の工夫により子どもたちに適した部屋の配色、空間の確保、自然環境の活用等に関する諸々の取り組みが行われています。また、子どもへの関わりの基本を“子どもの想いを受けとめる”として、子どもの想いを尊重した中で自発的なやる気を引き出しています。保育室、園庭、付属設備等の清掃も行き届いており、日々の安全点検、専門家による安全点検、定期的な消毒の実施、および子どもの活動に複数の保育士が関わりを持つことにより、安全の確保にも務めています。</li> <li>4. 成長過程を考慮した中で、子どもたちが身近な自然や社会との関わりおよび言語や表現活動が体験できるように、地域のお散歩、動物や昆虫飼育、遠足、芋掘り、自然の素材を用いた制作、節分の鬼派遣、小学校との交流、ボランティアとの交流、絵本や紙芝居などの読み聞かせ、合唱、リズムダンス、マーチング、ピアノ、サッカー、英会話等の多彩な機会を設け、いろいろな体験を通しての子どもの成長を育む取り組みが行われています。これらの活動には、地域の有志に協力していただいているものもあり、逆に施設慰問や地域文化祭への参加等で活動成果を地域に還元して地域との交流と子どもの表現活動の充実に役立っています。</li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>A</b></p> <p style="text-align: center;"><b>子どもの生活と発達</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの家庭環境、生活リズム、置かれている状況、成長の違い等の把握により、各々の子どもの状況を保育者が共有し、その違いを理解した中で子どもたちが安心感と信頼感を持って保育所での生活が送れるように対応しています。また、「おたより帳」や送迎時の情報交換を用いて保護者との連携も図られています。</li> <li>2. 子どもの健康維持のため、既往症・特異体質や予防接種の状況、定期健康診断、歯科検診での成長状況、視診・検温による日々の健康状況の把握等が行われており、これらを保育者が共有した中で一人ひとりの状況に合わせた健康管理が行われています。また、看護師が子どもの突然死の予防指導や日々の健康チェック、離乳食へのアドバイス、保育所における子どもの体調変化への対応および保護者支援にきめ細やかに関わり、取り組みを確実なものにしています。</li> <li>3. 子どもの食事支援は、年齢別の食育目標およびねらいを実現するために、子どもの成長、嗜好および季節の食材を考慮した献立により、給食、おやつ、季節に合わせた行事食等の変化に富んだ食事が提供され、慣れ親しんだ保育室で保育士やお友達と一緒に食事を取り、また様々な食事環境の工夫により、子どもに食事への関心と食事することの楽しさを実感させています。また、子どもの食事状況の観察および日々の検食・残食調査から収集した情報を献立と調理方法に反映しています。給食試食会の開催や給食アンケートにより、保護者の意向の取り入れも行われています。保護者に対しては、毎月の献立表配布、当日の給食サンプルと食材産地の掲示、子どものためのお薦めメニュー、食事マナー、栄養情報等の提供を行い、子どもの食生活の充実のための連携を図っています。</li> <li>4. 衛生面での子どもの安全を確保するために、調理場、水回りの日々の清掃も行き届いており、消毒および害虫の駆除も定期的実施しています。また、保育室への嘔吐物処理セットの設置、保育者の健康状態の毎日の確認、月一回の腸内細菌検査などにより食中毒、感染症の予防にも務めています。保護者に対しても、食中毒、感染症の予防を含めた情報提供が行われています。</li> </ol>
<p style="text-align: center;"><b>保護者に対する支援</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常的な情報交換は、送迎時の対話、「おたより帳」で行われており、子育て相談も送迎時、電話、来訪、保育参加等の機会を利用して応じています。また、保育所における子どもの様子は、「おたより帳」、「お知らせボード」、「各種のおたより」で保護者に伝えられています。また、必要な情報交換の内容は記録され、保育者での共有が図られています。しかし、働く保護者は送迎時の時間的制約が大きいことを考慮し、それを補うための情報交換方法の検討が望まれます。</li> <li>2. 「児童虐待早期発見チェックリスト」を活用しての児童虐待の兆候を見逃さない取り組みが行われています。虐待が疑われる場合は、保育所、甲府市、中央児童相談所との連携により支援する体制が整備されています。</li> </ol>

#### ④ 総評

##### ◇ 特に評価の高い点

1. 保育者が子ども一人ひとりの家庭環境、生活リズム、置かれている状況、成長の違い等の把握のもとに、その違いを理解・受容し、子どもの想いを受入れた中で子どもたちが安心感と信頼感を持って保育所での生活を送れることを最優先にした保育の取り組みが行われています。登所時に子どもが保育士に飛びついていく姿も見受けられ、双方の信頼関係が築かれていることがうかがえます。
2. 子どもの健康管理において、看護師が乳幼児の突然死の予防を含めた日々の健康チェック、離乳食へのアドバイス、保育所における子どもの体調変化への対応および特異体質の子どもへの対応、また栄養士が食育や食事および除去食について深く関わり保育士との連携のもとに子どもの健やかな成長を図っています。保護者へも時節の健康管理、お薦めメニュー、季節の栄養食材等の役立つ情報を提供しています。
3. インフルエンザへの予防・発生対応、ノロウイルス予防対応、子どもの状況変化および保護者の予定変更等その時々発生する不定期な事態に対して、保育者の情報の共有と連携の基に柔軟な対応が取られており、保護者から高い評価を得ています。
4. 所長および主任保育士は協力して、保育者が高い資質とチームワークを持って入所する子どもの健全な身の発達に関わるように、会議での具体的な指示とともに保育現場や各種「保育日誌」で気づいた事項に対して適切な指導・助言を行い、保育の質の向上に務めています。

##### ◇ 改善を求められる点

1. 地域の拠点保育所として、保育に関する講習会や研修会の開催、子育て相談の受入、地域の保健センターと連携した支援等、保有する専門的機能を用いた地域への貢献、また子どもの安全と保育環境の充実を図るために地域ボランティアのご協力(例:安全パトロールの実施、保育所施設整備)のお願い等により、より一層の地域との関わりを深めることが望まれます。
2. 使用している各種マニュアルが、外部資料の活用や基本事項のみの記載のものが見受けられます。自保育所の保育のプロセス、注意点、プライバシーへの配慮等の独自要素を盛り込んだ具体的なマニュアルを制定することにより、使い易く、かつ保育者間でバラツキのない保育の提供に結びつけることを期待します。
3. 保護者の相談・意見・要望は、子どもの送迎時、「おたより帳」、子育て相談の受付、苦情の受付、保育参加、電話等で実施していますが、多くの相談・意見・要望に対応するために、保護者との個別面談、文書での受付、定期的な意向調査、匿名での受付等の体制整備が望まれます。

##### キーワード(3~5個)

1. 明日を育み、今日を支える保育
2. 保育者のチームワークで子育て支援
3. 整った保育環境
4. 子ども目線での情報共有
5. 笑顔であいさつ、元気に登所

#### ⑤ 利用者アンケートからの「概評」

1. 約93%の保護者が、子どもたちが日々の保育所生活を楽しく過ごしていると受けとめておられます。これは、保育所での遊び、人間関係の育ち、成長への配慮、病気・ケガへの対応、食事、健康・衛生管理、保育者の姿勢・言動・チームワークに対する満足度がすべて90%を越えていることでも裏づけされています。保護者の高い満足度は、保育者が子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、状況に合わせた優しさ、思いやりの中から子どもたちとの信頼関係を構築し、合わせて保育所が子どもたちにとって「ふさわしい生活の場」とすることを最優先に日頃の保育運営を実施していることがうかがえます。
2. 保護者の急な用事や不定期な事態に対する対応には、すべての保護者が満足であると回答しておられます。これは、働く保護者を支援しようとする保育所の姿勢が徹底されており、保育者が個々の状況に柔軟に対応して、保護者の利便性を図っていることがうかがえます。
3. 子育て相談、我が子の育ちの把握のために送迎時以外のコミュニケーションの機会を希望される声はいくつか寄せられています。また、苦情や意見が言いにくいとの声もあります。子育て支援の充実と保護者の忌憚のない意見の収集を図るために、これらへの対応が望まれます。

#### ⑥ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

保育所の質を判断していただき、改善できる部分は改善すると言うことでの第三者評価と頭ではわかっていますが、やはり、自分たちが行ってきた保育に関してどのような評価が出るのか不安でしたが、受審するにあたり職員全員が日頃の保育や記録の見直しなどに気持ちを一つにして取り組むことができました。又、自分たちでは気付かない事や保護者の思いなどを知るとても良い機会となりました。丁寧かつ誠意ある評価をしていただいた結果を真摯に受け止め、課題の改善に取り組み、更なる保育所の質の向上を図って参りたいと思います。

#### ⑦ 各評価項目にかかる第三者評価結果別紙

## 評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1)理念、基本方針が確立されている	理念が明文化されている	1	(a)	b	c
			理念に基づく基本方針が明文化されている	2	(a)	b	c
		(2)理念や基本方針が周知されている	理念や基本方針が職員に周知されている	3	(a)	b	c
			理念や基本方針が利用者等に周知されている	4	a	(b)	c
	2 事業計画の策定	(1)中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	中・長期計画が策定されている	5	(a)	b	c
			中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	6	(a)	b	c
		(2)事業計画が適切に策定されている	事業計画の策定が組織的に行われている	7	(a)	b	c
			事業計画が職員に周知されている	8	(a)	b	c
			事業計画が利用者等に周知されている	9	(a)	b	c
	3 管理者の責任とリーダーシップ	(1)管理者の責任が明確にされている	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	10	(a)	b	c
			遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	11	a	(b)	c
		(2)管理者のリーダーシップが発揮されている	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	12	(a)	b	c
			経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	13	(a)	b	c
II 組織の運営管理	1 経営状況の把握	(1)経営環境の変化等に適切に対応している	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	14	(a)	b	c
			経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	15	a	(b)	c
			外部監査が実施されている	16	a	b	(c)
	2 人材の確保・養成	(1)人事管理の体制が整備されている	必要な人材に関する具体的なプランが確立している	17	(a)	b	c
			人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	18	(a)	b	c
		(2)職員の就業状況に配慮がなされている	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	19	(a)	b	c
			職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる	20	(a)	b	c
		(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	21	(a)	b	c
			個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	22	a	(b)	c
	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている		23	a	(b)	c	
	3 安全管理	(1)利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている	25	(a)	b	c
			災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている	26	(a)	b	c
			利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している	27	(a)	b	c

## 評価細目の第三者評価結果

山梨県福祉サービス第三者評価事業 共通基本項目							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
II	4	(1)地域との関係が適切に確保されている	利用者地域とのかかわりを大切にしている	28	a	b	c
			事業所が有する機能を地域に還元している	29	a	b	c
			ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	30	a	b	c
		(2)関係機関との連携が確保されている	必要な社会資源を明確にしている	31	a	b	c
			関係機関等との連携が適切に行われている	32	a	b	c
		(3)地域の福祉向上のための取り組みを行っている	地域の福祉ニーズを把握している	33	a	b	c
			地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	34	a	b	c
III	1	(1)利用者を尊重する姿勢が明示されている	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	35	a	b	c
			利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	36	a	b	c
		(2)利用者満足向上に努めている	利用者満足向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている	37	a	b	c
			利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	38	a	b	c
		(3)利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	39	a	b	c
			利用者からの意見等に対して迅速に対応している	40	a	b	c
	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している		41	a	b	c	
	2	(1)質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している	42	a	b	c
			提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	43	a	b	c
		(2)提供するサービスの標準的な実施方法が確立している	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	44	a	b	c
			利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	45	a	b	c
			利用者に関する記録の管理体制が確立している	46	a	b	c
		(3)サービス実施の記録が適切に行われている	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	47	a	b	c
利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している			48	a	b	c	
3	(1)サービス提供の開始が適切に行われている	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	49	a	b	c	
		事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	50	a	b	c	
	(2)サービスの継続性に配慮した対応が行われている						
4	(1)利用者のアセスメントが行われている	定められた手順に従ってアセスメントを行っている	51	a	b	c	
		サービス実施計画を適切に策定している	52	a	b	c	
	(2)利用者に対するサービス実施計画が策定されている	定期的サービス実施計画の評価・見直しを行っている	53	a	b	c	

※ a:達成されている。 b:取り組みがされているが、不十分である。 c:取り組みがされていない。 と解釈願います。

## 評価細目の第三者評価結果

保育所版付加基準							
評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	NO	第三者評価結果		
A	1	(1) 養護と教育の一体的展開	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	1	(a)	b	c
			乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	2	(a)	b	c
			1.2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	3	(a)	b	c
			3歳児以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	4	(a)	b	c
			小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	5	a	(b)	c
		(2) 環境を通して行う保育	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	6	(a)	b	c
			子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	7	(a)	b	c
			子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	8	(a)	b	c
			子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	9	(a)	b	c
			子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	10	(a)	b	c
		(3) 職員の資質向上	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	11	a	(b)	c
	2	(1) 生活と発達の連続性	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	12	(a)	b	c
			傷害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	13	(a)	b	c
			長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	14	(a)	b	c
		(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	15	(a)	b	c
			食事を楽しむことができる工夫をしている。	16	(a)	b	c
			乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	17	(a)	b	c
			健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	18	(a)	b	c
		(3) 健康及び安全の実施体制	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	19	(a)	b	c
			調理場、水回りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時にたいおうできるような体制が整備されている。	20	(a)	b	c
		3	(1) 家庭との緊密な連携	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	21	(a)	b
	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。			22	a	(b)	c
	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている			23	(a)	b	c
	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。			24	(a)	b	c

※ a:達成されている。 b:取り組みがされているが、不十分である。 c:取り組みがされていない。 と解釈願います。